	12年法律第129号）に定める外国倒産処理手続の承認の決定がなされたとき。	
⑻	紛争解決手続の対象である貸金業務関連紛争につき当該紛争当事者間に訴訟が係属する場合であって、受訴裁判所が貸金業法第41条の52第１項の規定に基づく決定をなし、又はこれを取り消したとき。	①　当該決定又はその取消の決定がなされた旨 ②　決定の年月日 ③　訴訟手続の中止の始期及び終期
⑼	当該協会員等につき後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判又はこれらを取り消す審判がなされたとき。	①　後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判又はこれらを取り消す審判がなされた旨 ②　当該審判の主文及び年月日
⑽	当該協会員等が消滅会社となる合併契約が締結されたとき。	①　吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の商号、本店所在地及び当該会社の代表者の氏名 ②　当該合併に係る公告が官報又は日刊紙に掲載される日及び日刊紙に掲載される場合にあっては当該日刊紙の名称 ③　効力発生日
⑾	紛争解決手続の対象である権利又は義務を承継の対象とする、吸収分割契約を締結し若しくは新設分割計画を定めたとき。	①　吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の商号、本店所在地及び当該会社の代表者の氏名 ②　紛争解決手続の対象である債務につき効力発生日後、吸収分割会社又は新設分割会社に対して履行の請求をすることの可否 ③　当該分割に係る公告が官報又は日刊紙に掲載される日及び日刊紙に掲載される場合にあっては当該日刊紙の名称 ④　効力発生日
⑿	前各号に掲げる場合のほか、細則に定める事由が生じたとき。	細則に定める事項

２　協会員等である当事者は、前項第１号から第６号に規定する場合のほか、紛争解決手続の目的となった請求に係る訴訟、調停又はＡＤＲ等（以下本条において「訴訟等」という。）に関し、紛争解決委員から、当該訴訟等の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を紛争解決委員に対して報告しなければならない。破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続（本条及び次条においてこれらを総称して「国内倒産処理手続」という。）又は外国倒産処理手続に関し、前項第７号により報告をした場合において、その進行の程度その他の事項の報告を求められた場合も同様である。

３　協会員等である当事者は、第１項第１号から第６号のいずれかの規定に従い報告した訴訟等が裁判所又は指定紛争解決機関等に係属しなくなった場合又はその訴訟等について終局裁判が確定し、調停が成立し若しくは和解の成立その他これらに類する事由が生じた場合には、その旨及びその内容を書面で紛争解決委員に報告しなければならない。同項第７号に従い報告した国内倒産処理手続に関し手続の終了若しくは廃止、再生計画案若しくは更生計画案の提出若しくは認可その他これらに類する事由が生じた場合にも同様である。

４　協会員等である当事者は、前項に掲げる場合のほか、紛争解決手続が開始された紛争につき紛争解決手続開始後に紛争解決手続外で和解が成立した場合には、細則で定めるところに従い作成された和解契約書の写し１通を添えてその旨及びその内容を書面で紛争解決委員に報告しなければならない。

５　協会員等である当事者は、第１項から第４項に掲げる場合のほか、紛争解決手続に影響を及ぼすべき事由が生じたことを知ったときには、進んでこれを紛争解決委員に対して報告するよう努めなければならない。

６　協会員等である当事者は、第１項から第５項に定めるところに従い報告を行う場合において、報告に係る裁判書、調書（謄本その他の写しを含む）又は契約書その他書面を有するときは、紛争解決委員の指示に従いその写しを提出しなければならない。

（契約者等による報告）

第88条　契約者等である当事者は、以下の各号の甲欄のいずれかに該当し又は該当するに至った場合には、遅滞なく、対応する乙欄に定められた事項につき、紛争解決委員に対して書面で報告しなければならない。

	甲	乙
⑴	当該契約者等につき、国内倒産処理手続の開始の決定がなされたとき。	①　破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の決定がなされた旨 ②　当該決定の主文及び年月日
⑵	当該契約者等につき後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判又はこれらを取り消す審判がなされたとき。	①　後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判又はこれらを取り消す審判がなされた旨 ②　当該審判の主文及び年月日
⑶	当該契約者等が消滅会社となる合併契約が締結されたとき。	①　吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の商号、本店所在地及び当該会社の代表者の氏名 ②　当該合併に係る公告が官報又は日刊紙に掲載される日及び日刊紙に掲載される場合にあっては当該日刊紙の名称 ③　効力発生日
⑷	紛争解決手続の対象である権利又は義務を承継の対象とする、吸収分割契約を締結し若しくは新設分割計画を定めたとき。	①　吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の商号、本店所在地及び当該会社の代表者の氏名 ②　紛争解決手続の対象である債務につき効力発生日後、吸収分割会社又は新設分割会社に対して履行の請求をすることの可否 ③　当該分割に係る公告が官報又は日刊紙に掲載される日及び日刊紙に掲載される場合にあっては当該日刊紙の名称 ④　効力発生日
⑸	前各号に掲げる場合のほか、細則に定める事由が生じたとき。	細則に定める事項

２　前条第２項第２文、第３項第２文、第５項及び第６項の規定は、契約者等である当事者につき準用する。

（和解案の作成及び受諾の勧告）

第89条　紛争解決委員は、申立てに係る紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し提示して、その受諾を勧告することができる。

２　当事者双方が紛争解決委員の和解案を受諾したときには、その時点で当該和解案の内容で和解が成立したものとする。この場合、紛争解決委員は、細則に定めるところに従い和解書を作成し、当事者に交付し又は送達する。

（特別調停案）

第90条　紛争解決委員は、前条の和解案の受諾の勧告によっては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続追行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、貸金業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができる。この場合において、紛争解決委員は、相当の期間を定めて当事者に諾否の回答を求めなければならない。

２　当事者である協会員等は、特別調停案の提示を受けたときには、これを受諾しなければならない。但し、以下の各号のいずれかに掲げる事由がある場合にはこの限りでない。

⑴　当事者である契約者等が当該和解案を受諾しないとき。